

ごみの減量化とリサイクルの推進

町では、令和7年4月から資源ごみ袋を無償化し、可燃や不燃の指定ごみ袋の料金を改正するなど全般的な見直しを行います。

これまでの経緯と現状について

現在のごみの分別区分やごみ処理手数料は、平成16年度に定めたものが基本となっており、これまで20年以上にわたり皆様のご協力をいただき、ごみの減量化とリサイクルを推進してきました。

それ以降、平成16年に比べ標津町の人口は2割以上減少しごみの量も減ってきていますが、現在の処理経費は年2.5億円と1.5倍に増え、住民一人当たりのごみ処理経費は5万円の2倍に膨らんでおり、ごみ処理手数料（ごみ袋）などの収入財源は全体経費の8%程度となっています。

これは、時代の変化とともに環境基準が厳格化され、ごみ処理に様々な対応が求められるようになり、ごみ収集や運搬経費に加え、焼却施設、リサイクル施設、最終処分場の整備費や運営経費などが増加したことが主な理由です。

今後においても、ごみ焼却施設の大規模改修が予定されるなど経費は掛かりますが、衛生的な住民生活を維持するためには、ごみの減量化や収集の効率化に努め、リサイクルの推進により環境へ配慮していくことが私たちの責務となります。

これらを踏まえ、全般的に見直しを行うこととし、令和7年度より実施をして参りますので、町民皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

見直しのポイント

- 資源ごみ袋を無償化し、安価な市販品の袋で分別できるようにします。
- 燃えるごみ、燃えないごみの指定袋は変更し値上げをします。
- 資源ごみ区分のペットボトルと、発泡・白色トレーを別区分にします。
- 事業所用袋は廃止し、一般用と兼用にします。
- 直接搬入券（証紙）の店舗販売を開始します。
- 家庭用の冷凍ストッカー（家電リサイクル対象外品）の処理手数料を新規に設けます。（実処理経費の半額程度 1台7,000円）

～ ごみ袋の見直しに関する住民説明会を実施します ～

事前の申し込みは不要ですので、お気軽にご参加ください。

- 令和7年2月20日（木）19時～20時 川北生涯学習センター
- 令和7年2月21日（金）14時～15時 標津町生涯学習センター

なぜ、どうして、

資源ごみを市販の袋とした理由は

ご家庭で準備しておく袋の種類が少なくすみ、市販品の袋は割安なものが多く家計の負担が減ることや、町の資源袋の作成経費が不要になることから、資源ごみの分別の定着が図られている現状を踏まえ市販袋で分別をいただく方法に変更しました。

資源ごみの袋を半透明、透明とする理由は

収集の際に正しく分別されているか確認するために中が透けて見える袋としています。このため、乳白色や着色半透明などの中身の見え難い袋は使用できないことにしています。

なお、お店で買い物をした際のレジ袋は、中が見え難いよう乳白色などの不透明なものが多いことから、統一してごみ出しには使用できないことにしています。

買い物の際は、マイバックを利用してレジ袋の削減にご協力を願います。

燃えるごみ袋の値上げ幅について

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ処理手数料にめりはりをつけて、燃えるごみは一定額の値上げをさせていただき資源ごみ袋は廃止して無償化することで、ご家庭の負担額があまり変わらないように配慮した額にしています。

今後も、町民みなさまの正しいゴミ出しや、ゴミステーションの集約化などにご理解とご協力をいただきながら、経費抑制に努めてまいりますのでご協力をお願いします。

～ 令和7年度の収集日程や分別一覧表は広報3月号に折込みます。～

標津町役場住民生活課（環境衛生担当）電話85-7243

ごみ処理手数料について

区 分	現 行	改正後
	(税込額)	(税込額)

◆ 一般家庭・事業所用（可燃・不燃ごみ、粗大ごみ） ◆

・燃やせるごみ (新袋:黄)	一般(大)	40ℓ	90円	132円
	一般(小)	20ℓ	45円	66円
	一般(極小)	10ℓ	30円	33円
・燃やせないごみ (新袋:青)	一般(大)	40ℓ	90円	132円
	一般(小)	20ℓ	45円	66円
	一般(極小)	10ℓ	30円	33円
・燃やせるごみ	事業所	40ℓ	170円	一般家庭用兼用
・燃やせないごみ	事業所	40ℓ	170円	
・粗大ごみ	シール	1枚	220円	220円
※冷凍ストッカー処理券(役場販売) 1枚			—	7,000円 新規設定

◆ 資源ごみ ◆

・空 缶	大	40ℓ	20円	指定袋廃止(無償化) ※ 市販の半透明、透明袋にて 区分毎に分別(20ℓ~45ℓ) ※ びんは20ℓの袋  ・ペットボトル ・発泡、白トレイ ※ 買い物時のレジ袋は使用不可 ※ 発泡箱は縛って出すことも可
	小	20ℓ	10円	
・び ん	大	40ℓ	20円	
	小	20ℓ	10円	
・ペット、発泡、白トレイ 《2区分へ細分化》	大	40ℓ	20円	
	小	20ℓ	10円	
・容器包装(プラ)	大	40ℓ	20円	
	小	20ℓ	10円	
・容器包装(紙)	大	40ℓ	20円	
	小	20ℓ	10円	

◆ その他 ◆

・段ボール	無 料	無 料
・新聞、雑誌、書籍		
・紙パック		
・コピー用紙		
・危険ごみ		
・ガス缶、スプレー缶を追加		

◆ 直接搬入証紙 ◆

車両積載量区分	税込額	券 種	証 紙	必要枚数
~0.5t以下	1,100円	1,100円券	1,100円 証紙は1種類で 積載量区分により 必要枚数を用意	1枚
0.5t超~1t以下	2,200円	2,200円券		2枚
1t超~2t以下	4,400円	4,400円券		4枚
2t超~4t以下	6,600円	6,600円券		6枚
4t超~6t以下	8,800円	8,800円券		8枚
6t超~	11,000円	11,000円券		10枚

※「以上」を「超」に、「未満」を「以下」に変更し、証紙を1種類にしました。

新・旧（現）のごみ袋の販売や使用期間について

		令和7年					
		～2月	3月	4月	5月	6月	7月～
◆ 一般家庭用 ◆	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ	現袋 店舗販売		終了			7/1から旧(現)袋での ごみ出しはできません ×
		旧(現)袋 (手持ち在庫 6月末 使用終了)					
	《新袋》	☆ 販売・使用開始 ☆ (一般家庭用・事業所用共通)					

- ・3月1日から新袋を販売します。また、3月から新袋でのごみ出しが行えます。
- ・現在の袋は6月30日まで使用できるよう猶予期間を設けますが、それ以降は使えません。
- ・変更前の袋の交換は行いませんので、買いために注意し早めに新袋に切り替えてください。

		～2月	3月	4月	5月	6月	7月～
◆ 事業所用 ◆	・燃やせるごみ ・燃やせないごみ	現袋 店舗販売		終了			
		旧(現)袋 (手持ち在庫 引続き使用可) → →					

- ・事業所用のごみは一般家庭用と兼用の袋になります。産業廃棄物は出せません。
- ・現在の事業所用袋は、4月以降もごみ出しに使用できます。

		～2月	3月	4月	5月	6月	7月～
◆ 粗大ごみ券 ◆	・粗大ごみ券	店舗販売 (変更なし)					

- ・冷凍ストッカー処理券（7,000円）は役場でのみ販売します。

		～2月	3月	4月	5月	6月	7月～
◆ 資源ごみ ◆	・空 缶 ・び ん	現袋 店舗販売		終了			
	・『ペット』 ・『白トレー・発泡』	旧(現)袋 (手持ち在庫 引続き使用可) → →					
	・容器包装 (プラ) ・容器包装 (紙)	☆ 市販袋にて分別開始 ☆ (透明・半透明の袋)					

- ・現在の資源ごみ指定袋は、4月以降も区分どおりの資源ごみ袋として使用できます。
- ・3月1日から市販の中身の見える半透明か透明の袋で区分毎に分別してごみ出しができます。
- ・袋を十字に縛り破けない状態でごみ出しを行ってください。

		～2月	3月	4月	5月	6月	7月～
◆ 直接搬入証紙 ◆	・直接搬入証紙	役場 販売		☆ 店舗販売開始 ☆			

- ・4月1日から店舗販売を開始し役場での販売は終了します。